

労働者派遣法「改正」案に反対し、抜本的改正を求める会長声明

11月4日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「派遣法改正案」という。）が閣議決定され、臨時国会に上程された。

近年、国は労働市場の規制緩和を至上命題とし、もともと専門的業務にのみ限定されていた派遣対象業務を原則的に自由化するなどして不安定雇用を拡大させた。その結果、本年11月7日に厚生労働省が発表した「就業形態の多様化に関する実態調査」（2007年10月実施）によれば、全労働者の4割弱（37.8%）が、派遣労働者や契約社員、パートタイマーなどの不安定雇用である。近年、労働者間の経済的格差の拡大、とりわけワーキング・プアと呼ばれる貧困層の増大は深刻な社会問題となっているが、その大きな原因の一つが不安定雇用の拡大である。このように、労働市場における規制緩和路線の失敗は明らかであって、再度規制強化することこそ急務であり、労働者派遣法の抜本的改正はその重要な第一歩となるものである。

しかしながら、今回の派遣法改正案は、以下に述べるとおり極めて不十分なものであり、到底抜本的な解決策とはいえない。

- ① 数か月単位で細切れ雇用を繰り返す登録型派遣について、全面的な禁止を見送り、30日以内の期限付き派遣労働を「日雇い派遣」として原則禁止するにとどまっている上、政令による広範な例外業務を認めている。
- ② 登録型派遣は、派遣労働者の7割を占め、常に解雇・失業の不安が付きまとう、まさにワーキング・プアの温床ともいえるべき雇用形態であるが、派遣法改正案は登録型を禁止せず、派遣先に直接常用雇用促進の努力義務を課すにとどまっているため、派遣労働者の不安定な地位が十分に改善されたとはいえない。
- ③ 派遣会社が得る派遣料金のマージン率について上限規制が設けられていないため、派遣元の「ピンハネ」による派遣労働者の低賃金の是正に実効性が乏しい。
- ④ 正社員と派遣労働者の賃金格差の解消についても、「同一労働同一賃金の原則」は盛り込まれておらず、単に事業主に「正社員の賃金水準を考慮して決定する」努力義務を課しているに過ぎない。

以上のとおり、今回の派遣法「改正」案は極めて不十分なものであり、不安定な地位と差別的な低賃金に甘んじることを余儀なくされている派遣労働者の「雇用の安定その他福祉の増進に資する」（労働者派遣法1条）ものとは到底いえない。

よって、当会は、今回の派遣法改正案には反対である。国会に対しては十分な審議を尽くし拙速な法案成立を図らないよう求めるとともに、非正規労働者の地位の安定と生活の向上のため、派遣労働はあくまで例外的・臨時的な雇用形態であるという制定時の立法趣旨に立ち帰ったうえで、労働者派遣法の抜本的な改正を行うことを強く求める。

2008年11月13日

千葉県弁護士会
会長 小倉 純夫